

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

第1条 立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前																				
(建蔽率の最高限度)	(建ぺい率の最高限度)																				
第4条の2 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「 <u>建蔽率</u> 」という。）の最高限度は、別表第2の計画地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 <u>建蔽率</u> の最高限度の欄に掲げる数値とする。	第4条の2 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「 <u>建ぺい率</u> 」という。）の最高限度は、別表第2の計画地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 <u>建ぺい率</u> の最高限度の欄に掲げる数値とする。																				
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>……略……</td></tr> <tr> <td>3</td> <td>平成29年11月14日付け立川市告示第256号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）</td></tr> <tr> <td>4</td> <td>平成24年2月7日付け立川市告示第352号に定める立川都市計画一番町五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「一番町五丁目地区整備計画区域」という。）</td></tr> <tr> <td>5</td> <td>平成24年9月10日付け立川市告示第178号に定める立川都市計画西武立川駅南口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西武立川駅南口地区</td></tr> </tbody> </table>	番号	区域	略	……略……	3	平成29年11月14日付け立川市告示第256号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）	4	平成24年2月7日付け立川市告示第352号に定める立川都市計画一番町五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「一番町五丁目地区整備計画区域」という。）	5	平成24年9月10日付け立川市告示第178号に定める立川都市計画西武立川駅南口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西武立川駅南口地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>……略……</td></tr> <tr> <td>3</td> <td>平成25年立川市告示第334号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）</td></tr> <tr> <td>4</td> <td>平成23年立川市告示第352号に定める立川都市計画一番町五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「一番町五丁目地区整備計画区域」という。）</td></tr> <tr> <td>5</td> <td>平成24年立川市告示第178号に定める立川都市計画西武立川駅南口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西武立川駅南口地区整備計画区域」という。）</td></tr> </tbody> </table>	番号	区域	略	……略……	3	平成25年立川市告示第334号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）	4	平成23年立川市告示第352号に定める立川都市計画一番町五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「一番町五丁目地区整備計画区域」という。）	5	平成24年立川市告示第178号に定める立川都市計画西武立川駅南口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西武立川駅南口地区整備計画区域」という。）
番号	区域																				
略	……略……																				
3	平成29年11月14日付け立川市告示第256号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）																				
4	平成24年2月7日付け立川市告示第352号に定める立川都市計画一番町五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「一番町五丁目地区整備計画区域」という。）																				
5	平成24年9月10日付け立川市告示第178号に定める立川都市計画西武立川駅南口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西武立川駅南口地区																				
番号	区域																				
略	……略……																				
3	平成25年立川市告示第334号に定める立川都市計画村山工場跡地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「村山工場跡地地区整備計画区域」という。）																				
4	平成23年立川市告示第352号に定める立川都市計画一番町五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「一番町五丁目地区整備計画区域」という。）																				
5	平成24年立川市告示第178号に定める立川都市計画西武立川駅南口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「西武立川駅南口地区整備計画区域」という。）																				

	整備計画区域」という。)
6	平成27年7月10日付け立川市告示第138号に定める立川都市計画立川駅北口西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「立川駅北口西地区整備計画区域」という。）
7	平成27年7月10日付け立川市告示第139号に定める立川都市計画西国立駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「西国立駅西地区整備計画区域」という。）

別表第2（第3条～第7条関係）

1及び2略.....

3 村山工場跡地地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
略略.....	略	略略.....
E 3 地区	防災空地に必要な機能として市長が認める建築物等以外のもの	5,000平方メートル。 ただし、当該面積に平成29年武	31メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。

	域」という。)
6	平成27年立川市告示第138号に定める立川都市計画立川駅北口西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「立川駅北口西地区整備計画区域」という。）
7	平成27年立川市告示第139号に定める立川都市計画西国立駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「西国立駅西地区整備計画区域」という。）

別表第2（第3条～第7条関係）

1及び2略.....

3 村山工場跡地地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
略略.....	略	略略.....
E 3 地区	1 法別表第2(へ)項第1号、第2号、第4号及び第5号、(ほ)項第2号及び第3号並びに(に)項第2号、第3	3,000平方メートル	31メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。

蕨村山
市告示
第108号
に定め
る立川
都市計
画地区
計画村
山工場
跡地地
区地区
計画の
区域の
うち、
地区整
備計画
が定め
られた
E 3 地
区の最
低敷地
面積
6,000平
方メー
トルを
加えた

号、第5号及び
第6号に掲げる
建築物
2 風営法第2条
第6項に規定す
る店舗型性風俗
特殊営業の用に
供するもの

	<u>面積とする。</u>								
F地区	<p><u>1 法別表第2</u></p> <p><u>(い) 項第1号から第5号まで、(は) 項第2号、(に) 項第2号及び第5号、(ほ) 項第2号、(へ) 項第5号並びに(ち) 項第2号及び第3号に掲げる建築物</u></p> <p><u>2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</u></p>	3,000平方メートル	31 メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。	F地区	<p><u>1 法別表第2</u></p> <p><u>(り) 項第1号から第3号までに掲げる工場及び第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</u></p> <p><u>2 法別表第2</u></p> <p><u>(い) 項第1号から第3号までに掲げる住宅の用に供するもの</u></p> <p><u>3 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</u></p>	3,000平方メートル	31 メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。
略.....				4略.....			

5 西武立川駅南口地区整備計画区域						5 西武立川駅南口地区整備計画区域					
名称	用途の制限	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限	名称	用途の制限	建ぺい率の最高限度	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
6 及び 7						6 及び 7					
備考						備考					

第2条 立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後					改正前				
別表第2（第3条～第7条関係）					別表第2（第3条～第7条関係）				
1 及び 2					1 及び 2				
3 村山工場跡地地区整備計画区域					3 村山工場跡地地区整備計画区域				
計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限	計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置の制限
D地区	1 法別表第2 (に) 項第5号 に掲げる自動車 教習所及び第6 号に掲げる畜舎 2 法別表第2 (へ) 項第5号 に掲げる倉庫業 を営む倉庫			建築物の外壁又はこれ に代わる柱は計画図に 示す壁面を超えて建築 してはならない。ただし、 道路上に設けられた横断歩道橋又は道路 の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り 廊下その他これらに類	D地区	1 法別表第2 (に) 項第5号 に掲げる自動車 教習所及び第6 号に掲げる畜舎 2 法別表第2 (へ) 項第5号 に掲げる倉庫業 を営む倉庫			建築物の外壁又はこれ に代わる柱は計画図に 示す壁面を超えて建築 してはならない。ただし、 道路上に設けられた横断歩道橋又は道路 の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り 廊下その他これらに類

	3 法別表第2 (る) 項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物			する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。		3 法別表第2 (ぬ) 項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物		する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。	
E 1 地区	法別表第2 (る) 項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	3,000平方メートル	31 メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。	E 1 地区	法別表第2 (ぬ) 項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	3,000平方メートル	31 メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。
略	……略……	略	略	……略……	略	……略……	略	……略……	
F 地区	1 法別表第2 (い) 項第1号から第5号まで、(は) 項第2号、(に) 項第2号及び第5号、(ほ) 項第2号、(へ) 項第5号並びに(り) 項第2号及び第3号に掲げる建築物 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗	3,000平方メートル	31 メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。	F 地区	1 法別表第2 (い) 項第1号から第5号まで、(は) 項第2号、(に) 項第2号及び第5号、(ほ) 項第2号、(へ) 項第5号並びに(ち) 項第2号及び第3号に掲げる建築物 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗	3,000平方メートル	31 メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面を超えて建築してはならない。ただし、道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物等の部分で、当該建築敷地内に存するものを除く。

	特殊営業の用に 供するもの						
4～7	……略……					4～7	……略……
備考	……略……			備考	……略……		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。